

岡山県中小企業等グループ施設等復旧整備事業（グループ補助金） により事業所・事務所等の施設の復旧をお考えの皆さんへ

平成30年7月豪雨により被災した事業所や事務所などの施設を、グループ補助金を利用し、修繕ではなく建替により復旧する場合の注意点は次のとおりです。

公費解体等による施設の解体をお考えの方は、解体後の建替がグループ補助金の対象となるか、どのような書類や手続きが必要かなどについて、事前に岡山県事業者復興支援室までご相談いただきますようよろしくお願いいたします。

記

<注意点>

【施設の修繕ではなく建替が補助対象とできる場合】

- 1 市町村が発行する「罹災証明」、又は、罹災証明の添付ができない場合等に提出する建築士による証明「建物被災状況報告書」において、『全壊』又は『大規模半壊』と判定された場合には、修繕ではなく建替を補助対象事業とすることができます。
- 2 また、見積比較により、修繕に要する費用よりも建替に要する費用が安価な場合には、『修繕費用よりも建替費用が安価となる合理的な理由を建築士等が説明した書類（任意様式）』の提出の上、建替を補助対象事業とすることができます。この場合、建替費用に補助率を乗じた金額が補助金額となります。
- 3 なお、修繕よりも建替えが安価との理由で建替えを行う場合であっても、建替え後の施設の面積が被災前の施設の面積よりも増加している場合は、その増加分は補助対象となりません。

<問い合わせ先>

岡山県事業者復興支援室

電話：086-226-7924

086-226-7925